

那須烏山市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組み方針～



歩道が狭く危険な通学路（谷浅見地内）

令和6年3月

那須烏山市通学路安全推進協議会

(目的)

1 那須烏山市通学路交通安全プログラムの目的

近年、集団登下校の列に自動車が飛び込み、児童生徒が犠牲となる交通事故が発生しています。本市の道路は、国道294号が南北に走り、国道293号及び県道宇都宮那須烏山線が東西に走り幹線道路となっています。沿線には、5小学校、2中学校・1高校・1特別支援学校が点在していますが、これら通学路には、危険箇所が見受けられます。

そこで、地域をあげて通学路の安全対策に取り組むため、関係機関の連携体制を構築し、「那須烏山市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関の連携を密に児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。

(組織)

2 通学路安全推進協議会の設置

本プログラムの具現化を図るため、関係機関により「那須烏山市通学路安全推進協議会」を設置しました。

(1) 推進協議会組織

- ・ 那須烏山市立小中学校
- ・ 栃木県南那須特別支援学校
- ・ 栃木県烏山土木事務所
- ・ 那須烏山警察署交通課
- ・ 那須烏山市教育委員会学校教育課
- ・ 那須烏山市都市建設課
- ・ 那須烏山市総務課

(方針)

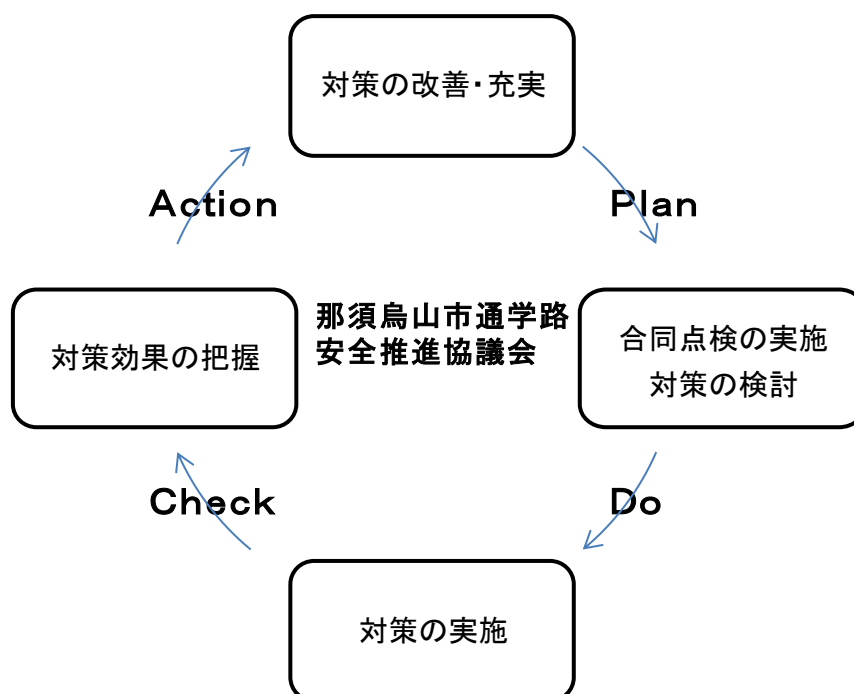
3 取組み方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も関係機関が連携して合同点検を実施し、対策実施後の効果を検証すると共に、地域の実情に見合う必要な対策の改善・充実を行います。

これらの取組みをPDCAサイクルとして実践し、本市通学路の安全性の向上を図っていきます。

〔那須烏山市通学路安全確保のPDCAサイクル概要〕



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

- ・危険箇所を把握するため、3年に1回、学校ごとに合同点検を実施します。
- ・効率的かつ効果的に合同点検を行うため、協議会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- ・合同点検の実施の際は、関係機関のほかに、学校、保護者、交通指導員、自治会等の参加により実施します。

(3) 対策の検討 (Plan)

合同点検の結果により明らかになった対策必要箇所は、箇所ごとに道路拡幅・歩道整備や防護柵の設置などのハード対策、及びゾーン30の指定等の交通規制や交通安全教育などのソフト対策を箇所に応じて実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

対策の実施にあたっては、緊急性や重要性を考慮し計画的に推進します。また、対策が円滑に進むよう関係機関で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

合同点検に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を、学校や保護者等の意見を聴取することにより、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、状況に応じて対策内容の改善・充実を図ります。

(公表)

4 箇所図、箇所一覧の公表

合同点検の結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、また、広く市民に周知するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、那須烏山市ホームページや広報等により公表いたします。

那須烏山市通学路安全推進協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は「那須烏山市通学路安全推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、那須烏山市において、児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のため関係機関が連携し、継続的に安全対策を実施するために策定した「那須烏山市通学路交通安全プログラム」の実現に向け検討を行うことを目的とする。

(構 成)

第3条 協議会は、学校関係者、道路管理者、警察関係者などにより構成する。

(会 長)

第4条 協議会には、会を代表する会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長は、那須烏山市教育委員会学校教育課長が務め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、那須烏山市都市建設課長が務め、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会の委員報酬は支給しない。
- 6 協議会の進行及び関係機関等への連絡調整は、那須烏山市教育委員会学校教育課、那須烏山市総務課(危機管理担当)、那須烏山市都市建設課が行う。

(解 散)

第6条 協議会は、所期の目的を達成したとき解散するものとする。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成26年9月25日から施行する。

那須烏山市通学路安全推進協議会 名簿

■協議会

所 属	分 野
江川小学校 通学担当	学校
荒川小学校 通学担当	〃
境小学校 通学担当	〃
烏山小学校 通学担当	〃
七合小学校 通学担当	〃
南那須中学校 通学担当	〃
烏山中学校 通学担当	〃
南那須特別支援学校 通学担当	〃
烏山土木事務所	道路
那須烏山警察署 交通課	交通
那須烏山市 総務課	交通
那須烏山市 都市建設課	道路
那須烏山市 教育委員会 学校教育課	学校